
ファンド販売業者に対する検査結果及び建議について
(証券取引等監視委員会からの寄稿)

平成 22. 10

平成 22 年 1 月より、証券取引等監視委員会から、個別の調査・検査事案から得られる問題意識を中心とした最新のトピックについて定期的に御寄稿いただいております。

第 10 回目のテーマは、「ファンド販売業者に対する検査結果及び建議について」です。

ファンド販売業者に対する検査結果及び建議について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
課長補佐 高邑 聡

証券取引等監視委員会は、財務局等証券取引等監視官部門とともに、集団投資スキーム（ファンド）の持分の販売を行う業者の法令遵守状況について、平成 21 年度以降集中的に検査を実施してきたところであるが、本年 10 月 19 日、改めて、これまでの検査において認められた問題事例について取りまとめ、公表を行った。また、検査結果を踏まえ、金融庁長官に対して、いわゆる「事業型ファンド」（主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド）販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充する必要があるとの建議を行った。

本稿では、その概要を紹介することにより、ファンド販売業者の法令遵守態勢の整備・改善を求めるとともに、日本証券業協会及びその会員に対し、ファンドへの投資を判断する際にはこれらの問題点に十分注意することを投資者に呼びかけていただくようお願いすることとしたい。

なお、詳細は、証券監視委ウェブサイト

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20101019.pdfを御参照願いたい。

1. 検査結果の概要

これまで検査を実施した 35 先のうち、約 4 割の 15 先において、重大な法令違反等が認められたことから、行政処分を求める勧告を行った。更に、これら 15 先を含む 25 先（約 7 割）において法令違反等の事実が認められたため、検査結果通知書において当該問題点の指摘を行っており、検査を行ったほとんどのファンド販売業者について、何らかの問題点が認められる状況となっている。

（1）主な問題点

これまでの検査において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

①ファンドへの出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用、使途不明等）

ファンド販売業者の販売したファンドについて出資金の分別管理が確保されておらず、同業者が出資金を自らの借入金の返済に充当した事例、ファンドの運用も行うファンド販売業者に関し、出資金を自社の運転資金等に流用した事例及び多額の出資金の使途が不明となっていた事例等、顧客の出資金がファンドの運用以外の使途に費消されている投資者保護上極めて問題の大きい事例が認められた。

こうした事例は、特に、事業型ファンドについて多数認められたことから、

下記2.(2)①のとおり、証券監視委は、10月19日、金融庁長官に対して建議を行ったところである。

顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生ぜしめる表示等

ファンドの運用も行うファンド販売業者に関し、ファンド持分を保有していないにもかかわらず、これを保有しているように装って販売契約を締結して資金を集めた事例及び出資対象事業の運用実績の裏付けがないにもかかわらず自社のホームページに虚偽の利回りを表示した事例等、契約締結のため顧客に虚偽の情報等を提示している投資者保護上極めて問題の大きい事例が認められた。

無登録業者に対する名義貸し等

ファンド販売業者が、自社の名義で無登録の者に対してファンドの販売を行わせた事例等、登録制度を潜脱し、法令の規制下でない無登録の者に販売をさせている投資者保護上極めて問題の大きい事例が認められた。

ファンド販売業者自らが登録業務を逸脱している状況等

投資助言・代理業者が第二種金融商品取引業の登録を受ける前にファンドの販売を行った事例、業務範囲が限定されている適格機関投資家等特例業務届出者が、同特例業務の要件を満たさず、登録が必要となるファンドの販売や運用を行った事例等、法の業規制を逸脱し、登録制度により投資者の保護を図るとの法の趣旨に反する事例が認められた。

自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為

投資運用業を行うファンド販売業者が、投資対象である未公開株式を既存株主から高値で取得してファンドに組み入れ、譲渡代金の一部を当該株主から自社に還流させる等、ファンドに不要な負担をさせることにより自社が利益を得ている投資者保護上極めて問題の大きい事例が認められた。

(2) 発生原因

こうした問題点の発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、ファンド販売業者の役職員の法令遵守意識の欠如や法令遵守態勢の未整備といった状況が認められた。

また、多くの事例において、ファンド販売業者とファンドの運用を行う者が同一の者であるか、形式上は別の者であっても実質的には一体的に運営されているといった実態が認められたが、このような実態を背景に、分別管理の状況をはじめとするファンドの運用状況に対するファンド販売業者のチェックが形骸化している状況も認められた。

2. 今後の対応等

(1) ファンド販売業者等

ファンド販売業者においては、登録業者等として法令遵守の責務があることを

自覚し、上記の問題点及びその発生原因を踏まえ、投資者保護の観点から、法令遵守への取組みを行うことが強く求められる。

また、日本証券業協会が中心となり、本年 11 月 1 日に設立が予定されている一般社団法人第二種金融商品取引業協会においては、今後、自主規制機関としての役割を十分に発揮し、ファンド販売業者をはじめとする会員業者の法令遵守の徹底に資することが強く期待される。

なお、証券監視委としては、投資者の皆様がファンドへの投資を判断される際には、上記の問題点に十分注意されるよう注意喚起を行ったところであるが（下記「別添」参照）、日本証券業協会及び会員におかれても、その顧客層とファンドへの投資者層は重なる部分があると考えられることから、更なる被害の防止のため、折に触れて顧客等に周知徹底していただくことを期待したい。

（2）証券監視委等

①建議

上記のとおり、特に事業型ファンドについて、ファンドの運用を行う者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、ファンド販売業者がファンドの販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。

また、このような状況においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用を行う者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。

したがって、こうした状況に鑑み、10 月 19 日、金融庁設置法第 21 条の規定に基づき、金融庁長官に対して、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充する必要があるとの建議を行ったところである。

なお、当該建議を受け、金融庁は、10 月 22 日に関係府令の改正案を公表し、現在、パブリック・コメント手続中である。

②検査等

引き続き、ファンド販売業者に対する検査に取り組み、分別管理の状況を含む法令遵守状況について問題が認められる場合には、行政処分を求める勧告を行う等厳正に対処し、その是正・改善を求めていくこととする。

なお、ファンド販売業者の検査において無登録業者の関与が認められた場合には、金融庁及び財務局等の監督部局、捜査当局等と連携の上対応することとしているが、必要に応じ、法第 192 条に基づく裁判所に対する差止命令の申立て及び法第 187 条に基づく申立てのための調査に係る権限を行使する等、厳正に対処することとする。

悪質なファンド販売業者に関する注意

投資者の皆様におかれては、ファンド販売業者について問題点が多数認められていることを踏まえ、ファンドに対する投資を行うに当たっては、以下の点に十分注意してください。

(1) ファンド販売業者に関する情報の入手

投資者の皆様におかれては、ファンド販売業者に関して、金融商品取引業の登録又は適格機関投資家等特例業務の届出の有無を確認するなど、情報をできる限り収集し、信頼できる業者であるか否かを自ら判断することが重要です。特に、法違反である無登録業者からの勧誘は、詐欺的な商法であるおそれが高いため、投資者の皆様は、一切応じないようにしてください。

また、登録や届出を行っているファンド販売業者であっても、金融庁・財務局等が、その業者の信用力等を保証するものではないため、その業者の信用力を慎重に見極めた上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

(2) 取引内容の十分な理解

ファンド販売業者がファンドの販売・勧誘を行う際には、リスクに関する情報などについて、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして不適切な勧誘を行い、投資者保護に欠けることのないようにしなければならず、当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をしないで契約を締結することが禁じられています（金融商品取引法第38条第7号及び第40条第1号、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号）。また、ファンド販売業者は、契約締結前に、顧客に対して、金融商品取引業者である旨及び登録番号、契約や手数料の概要、損失が生ずることとなるおそれがあるときはその旨、ファンドの運用を行う者の分別管理の方法等を記載した書面を交付することが義務付けられています（金融商品取引法第37条の3第1項、金融商品取引業等に関する内閣府令第87条第1項等）。

投資者の皆様におかれては、このようなファンド販売業者の説明や契約締結前交付書面の内容等をよく確認し、少しでも疑問がある場合には、ファンド販売業者に対して更なる説明を求めるようにし、取引内容が十分に理解できない状態での契約は行わないようにしてください。特に、事業型ファンドについては、投資対象である事業の実態や実現性、運用を行う者の分別管理の状況等について十分に確認してください。

(注) ファンド販売業者のうち、いわゆるプロ向けファンドの販売・勧誘を行う適格機関投資家等特例業務届出者については、登録業者と異なり、行為規制は虚偽告知及び損失補

てんの禁止のみであり（金融商品取引法第 63 条第 4 項並びに第 38 条第 1 号及び第 39 条）、上記の説明や契約締結前交付書面の交付の義務は課されていません。したがって、投資の知識・経験が十分でない投資者の皆様におかれては、適格機関投資家等特例業務届出者が販売・勧誘するプロ向けファンドに対する投資を行うに当たっては、取引内容の確認・理解に一層の注意を払ってください。

（以 上）